

鋸盤安全ガイド

SAW MACHINES SAFETY GUIDE

(事業者および従業員のために)

FOR EMPLOYERS AND EMPLOYEES



 **OMADA**

第1版
202406

1. まえがき

この安全ガイドは、弊社が販売する鋸盤を使用する際に知っておいていただきたい安全に関わる重要な情報を、事業者と従業員の皆さまにお知らせするものです。

使用上の情報については安全ガイドのほか、取扱説明書および機械に貼られた警告銘板に記載してありますので、これら全ての情報をよく理解してご使用ください。

この安全ガイドでは機械の残留リスクの情報が記載されていますので、据付、鋸刃および材料の段取り、運転、点検、清掃、保守などの各作業に対し、十分な危険の認識していただき、設置される事業所の環境や機械の使用方法に合ったリスク低減の取り組みと作業者に対する安全教育を事業者の責任で行ってください。

機械の危険防止措置は、労働安全衛生法にて事業者の責任となっています。

次ページの「事業者の責任」を参照ください。

機械の危険防止の手順等につきましては、厚生労働省より通達として公表された「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日改正 基発第731001号）を参照してください。

この指針は、安全衛生情報センターのホームページ(<http://www.jaish.gr.jp/>)から「法令・通達」のサイトを開き、基発番号を入れて検索できます。

既に設置されている機械に防護装置を取り付ける場合、制御、機械本体ともに改造工事が必要になることがあります。採用検討に当たりましては弊社の担当者にご相談いただきますようお願いいたします。

2. 事業者の責任

労働災害の低減を目的とする中の労働安全衛生法（法）、労働安全衛生規則（則）により、機械を労働者に使用させる事業者に対し、主として次に示す義務が課せられています。

(1) 計画の届け出

・ 監督署への計画の届出

超硬丸鋸盤に関して、2024年4月時点での法令で「計画の届け出」の義務には、記載されていませんが、所轄の労働基準監督署の指示があった場合は、それに従ってください。

・ 役所への特定施設の届出、指定施設の許可申請

騒音規制法および振動規制法の特定施設に該当はしませんが、各地方自治体の環境保全に関する条例の指定施設に該当する場合があります。地域により届け出義務や規制値等が異なりますので、詳細については、所管の役所・役場の環境保全関係の窓口を確認してください。

(2) 安全衛生教育

この機械をはじめて取り扱う作業員への安全衛生教育（則第35条）を行わなければなりません。

(3) 危険性・有害性等の調査

作業・業務の危険性又は有害性等を調査（リスクアセスメント）し、作業員の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めてください（法第28条の2）。

リスクアセスメントを行う際に必要な機械固有の残留リスク資料につきましては、取扱説明書を確認してください。

(4) 作業開始前の点検

作業開始前の点検を行ってください。（則第136条）機器の故障や不具合を早期に発見し、異常を認めたときは補修など必要な措置を講じてください。（則第137条）

(5) 定期自主検査

定期自主検査を年1回以上実施してください。（則第135条）

定期自主検査の検査内容は取扱説明書「7章2. 定期点検」をご参照ください。

3. 機械を安全にご使用いただくための厳守事項

鋸盤で特に注意していただきたい厳守事項を抜粋して記載してあります。
機械をご使用になる場合は、必ず取扱説明書をご確認ください。

(1) 安全防護物（ガードや保護装置）の改造は行わない

危険領域に手や指、体が入らないように安全防護物が取り付けられています。
鋸刃により指が切断される危険や、バイスや材料により指を潰す危険を防ぎます。
安全防護物の改造を行うと危険を防ぐ機能が損なわれます。
安全防護物の改造は行わないでください。



(2) 危険領域に身体の一部を入れない

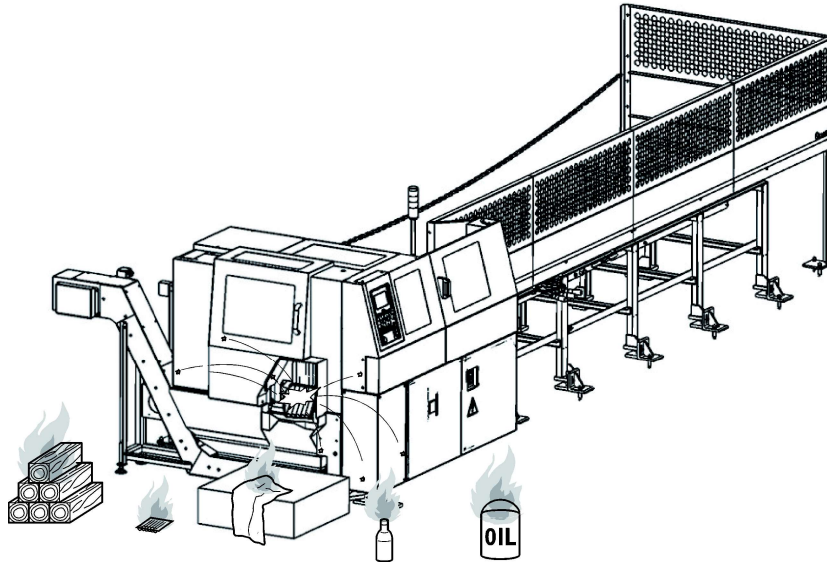
機械動作領域及び材料の移動領域に身体の一部が入らないよう注意してください。
動作中の部分が身体に触れて負傷する恐れがあります。
保守点検作業で危険領域に身体の一部を入れる場合は、「ブレーカースイッチ」をOFFにし、南京錠などをかけて他の作業者が操作することを防いでください。
作業上、電気を必要とする場合は、操作パネルの「自動／手動／鋸刃交換キースイッチ」を“鋸刃交換”の位置にしてキーを抜き、作業者がキーを携帯して、他の作業者による機械の起動を防いでください。
また、他の作業者に「作業中」であることを知らせる表示をしてください。



(3) 火災に関する注意

材料を切断すると火花や高温の切り粉が発生します。火花が可燃物に当たると着火して火災が発生するおそれがあります。

機械の周辺には可燃物（代表的なものとしてオイル、グリース、アセトンなどの有機溶剤、プラスチック、ウエス、木、紙など）を置かないでください。



(4) 引火性の高い材料の切断

チタンやマグネシウムなどの切り粉は、引火すると激しく燃焼します。これらの材料の切り粉は、いったん燃え出すと、周囲の切り粉を巻き上げながら爆発的に延焼するおそれがあります。

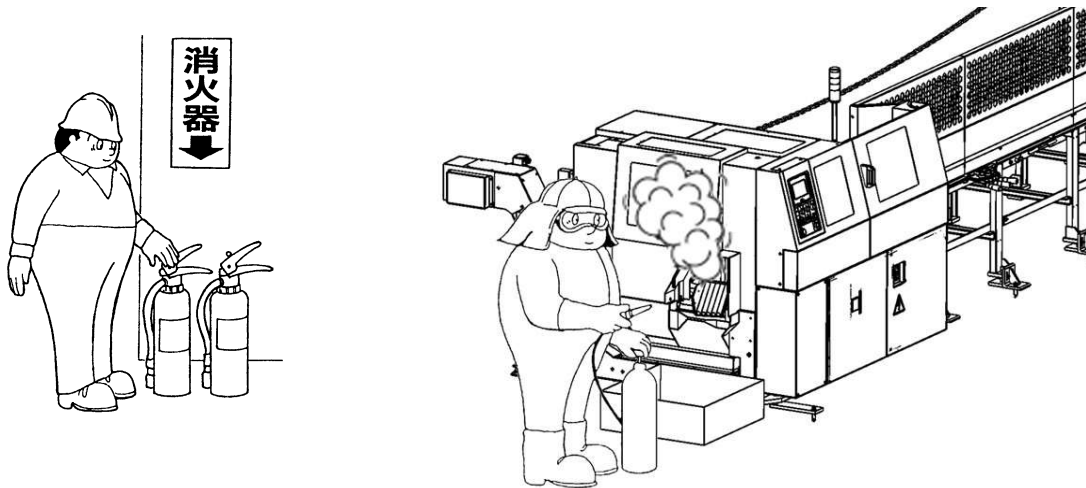
これらの材料を切断するときは、運転を開始する前か終了した後に、機械内および周辺にたまった切り粉を除去してください。自動運転中は、必要に応じて機械を停止し、切り粉を除去してください。切断中は、ミストオイルの噴出量が不足しないように注意してください。

これらの材料を切断するときは、作業場を火気厳禁にし、金属火災用消火器や火災報知機を機械の近くに設置するなど、防火対策を施したうえで行ってください。また、無人運転をしないでください。

切り粉を運搬したり、廃棄したりするときは、切り粉に引火しないように注意して取り扱ってください。また、切り粉の保管場所は、火気厳禁にしてください。

(5) 水と反応する金属材料の切断

チタン、アルミニウム、亜鉛などの金属の切り粉は、水と反応して高熱と水素ガスを発生させ、爆発するおそれがあります。高温のチタン、アルミニウム、亜鉛などの金属の切り粉には、水を掛けないでください。火災発生時にも水を掛けないでください。必ず金属火災用消火器を備えてください。



(6) 材質が不明な材料

材質が不明な材料を切断すると火災や爆発が起きる恐れがあります。材質が不明な材料を切断するときは、事前に材料の供給者に問い合わせたり、ごく微量の切り粉を安全な場所で燃焼させるなど、引火性の有無を確認してください。

(7) スチールウールや粉末状の切り粉

引火性の低い材料を切断する場合でも、スチールウール状や粉末状のように空気の触れる面積が大きい切り粉が発生すると、引火し、燃焼するおそれがあります。運転を終了した後に、機械内および周辺にたまった切り粉を除去してください。自動運転中は、必要に応じて機械を停止し、切り粉を除去してください。

(8) 切り粉が粉塵となる材料

カーボン等の切り粉が粉塵となる材料を切断すると、空気中に飛散した粉塵が電気機器に起因する火花に引火して、爆発が起きる恐れがあります。切り粉が粉塵となる材料を切断する際は、適切な換気システム・集塵機の設置、電気機器の定期点検と保守および防爆対応等の防塵対策をお願いいたします。

尚、作業の際は粉塵則を遵守いただき、適切な保護具を着用してください。



事故情報提供のお願い

平成 26 年 4 月 15 日付基安発 0415 第 1 号で、「機械ユーザーから機械メーカー等への災害情報等の提供の促進要領」が厚生労働省労働基準局から通達されました。

この中で、機械メーカーは連絡窓口、連絡方法、事故情報等の連絡項目を取扱説明書等に明記すること、機械ユーザーは機械メーカーに情報を提供し、機械メーカーと連携して事故等の再発防止対策を講じることが求められています。

弊社でもこの通達に従い、弊社機械による同種事故の再発防止および設計・製造段階での安全化促進を図るため、お客さまから事故情報をご提供いただき、活用していく所存であります。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(1) 連絡窓口

事故情報等は、弊社担当営業所のサービスセンターまで電話等でご一報ください。

(2) ご提供いただきたい内容

以下の事故報告書の連絡項目に関して、弊社まで事故情報をご提供ください。

事故報告書

報告日： 年 月 日	●事故の概要について
事故の区分： 1. 人身事故の発生またはその可能性がある 2. 火災事故の発生またはその可能性がある	事故発生日時： 年 月 日 時 分 ごろ
●お客さまについて	[人身事故の場合] 被災者： 1. オペレーター 2. オペレーター以外()
会社名(部署名)：	性別(年齢)： 1. 男 2. 女 (歳)
氏名(役職)：	被災状況(けがの部位・程度)：
住所：	[火災事故の場合] 発火源・着火物(断定できる場合)： 焼損範囲：
電話番号：	事故に至る作業内容・経過：
FAX番号：	
メールアドレス：	
●ご使用の弊社機械について (シリアルプレートの刻印内容)	防護装置の使用状況：
型式：	お客さまからのコメント：
製造番号：	
製造年月： 年 月	



この安全ガイドブックが、貴社の鋸盤オペレータの方に安全な作業場を提供するのに役立つ事を願っております。鋸盤の危険防止措置に関して、別途の情報やご提案が必要であれば弊社までお気軽にご連絡下さい。

なお、この内容は弊社ホームページでもご覧になれます。

<https://www.amc.amada.co.jp/ja/>

(株)アマダマシナリー 神奈川県伊勢原市石田200番地 TEL:0463-96-3351(代)